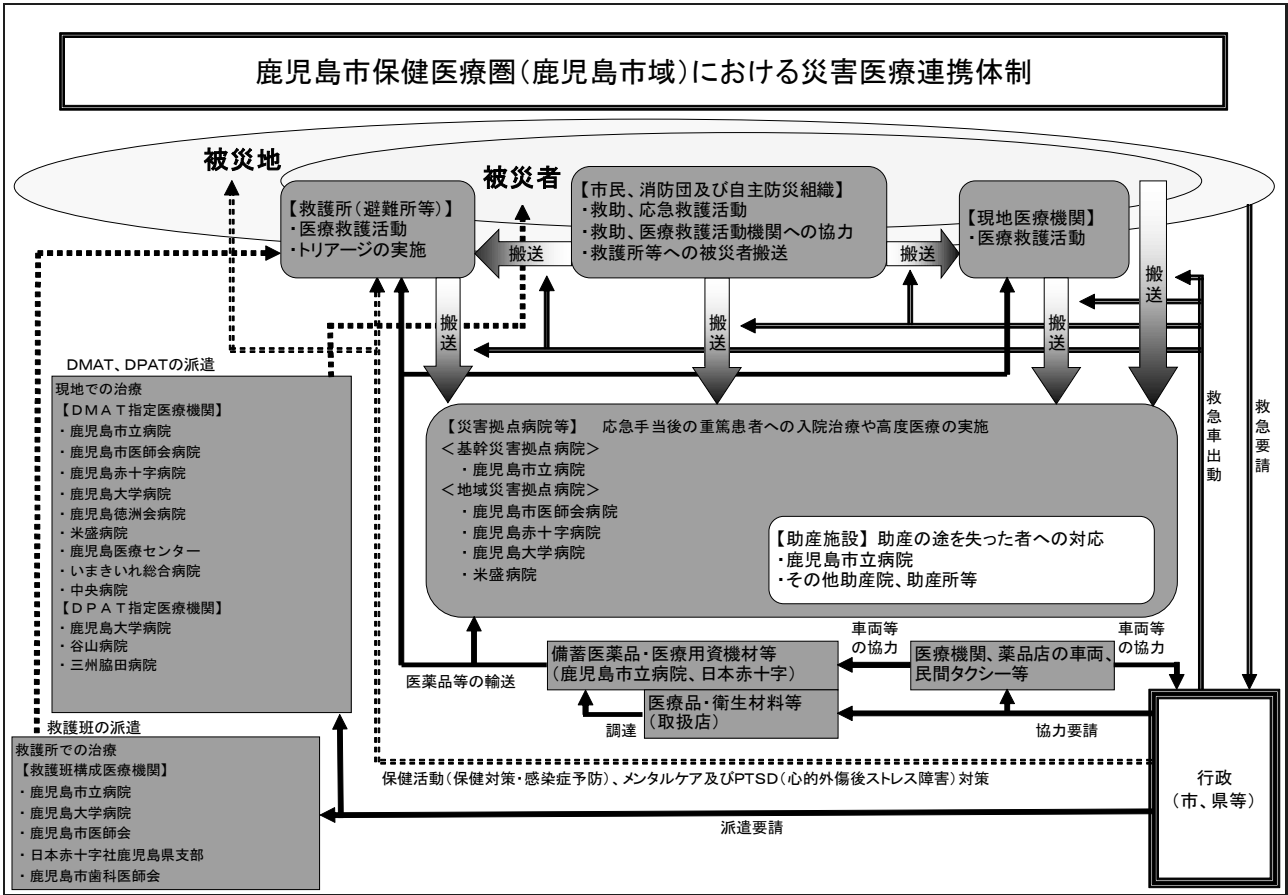


【図表資-5-13】 鹿児島保健医療圏（鹿児島市域）における災害医療連携体制



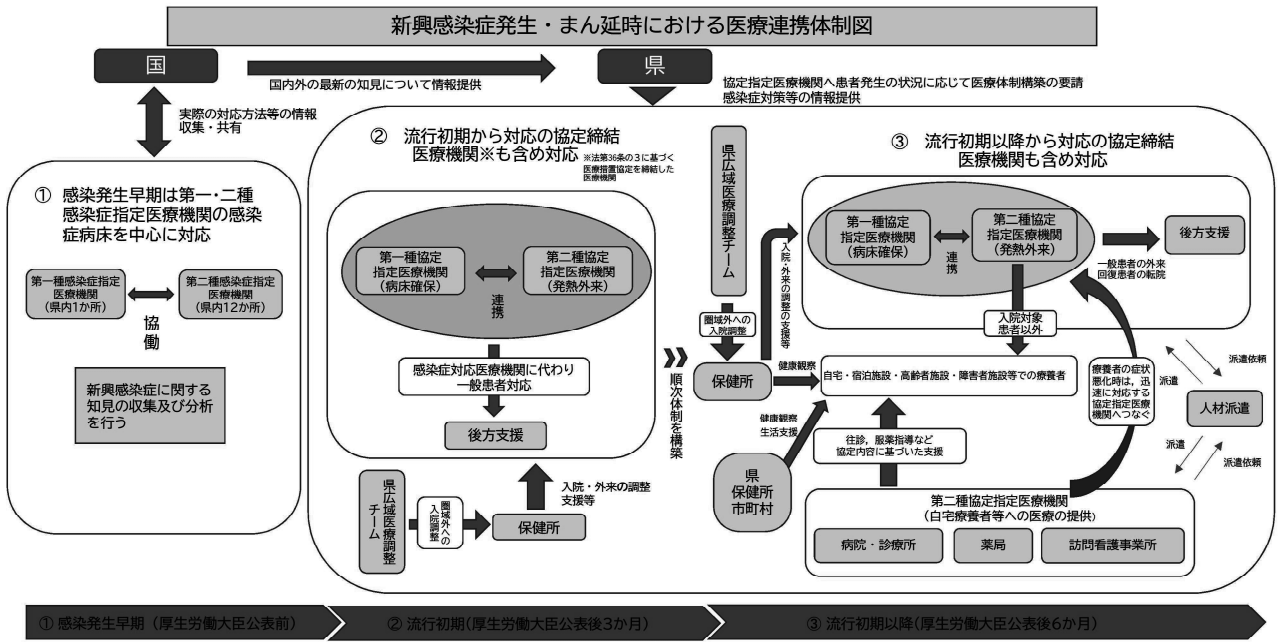
[鹿児島市作成]

【図表資-5-14】 鹿児島保健医療圏（鹿児島市域）災害医療連携体制の基準等

	被災地における救護	被災地における医療	重篤患者への医療	その他の医療	救急搬送
目標等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速やかな救急搬送要請 ○ 止血などの応急手当 ○ 人工呼吸などの心肺蘇生法の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急患者への応急治療に対応 ○ 救護所等における感染症の蔓延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケアへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多発外傷、座滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤患者への入院治療や高度医療に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害急性期の期間に医療が中断することで直ちに生命に危険が及ぶ者に対して、迅速に医療の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急患者の搬送
医療機関例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急現場に居あわせた者 ・ 消防機関 ・ 自主防災組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地医療機関 ・ 救護所 ・ DMAT ・ DPAT ・ 保健所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島市立病院（基幹災害拠点病院） ・ 鹿児島赤十字病院 ・ 鹿児島大学病院 ・ 鹿児島市医師会病院 ・ 国立病院機構鹿児島医療センター ・ 済生会鹿児島病院 ・ 米盛病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工呼吸対応医療機関 ・ 在宅酸素療養対応医療機関 ・ 透析治療対応医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防機関及びその他車両等を有する部署 ・ 救急現場に居あわせた者
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工呼吸や心臓マッサージによる心肺蘇生法、止血や傷口の応急手当など、被災地において必要な応急手当の知識を習得している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地又は被災地に近い場所で、救急患者の応急治療等を行うことができる。 ・ 救護所等における感染症の蔓延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケアへの対応ができる。 ・ 必要に応じて災害拠点病院や搬送機関との連携を図りながら、搬送についての判断や支援ができる。 ・ 医療に必要な資機材等を保有している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地から救急搬送された重篤患者について入院治療することができる。 ・ 被災地での応急治療後に搬送されてきた重篤患者について、必要に応じた入院治療や高度医療ができる。 ・ 必要に応じて他の医療機関や搬送機関との連携を図りながら、搬送についての判断や支援ができる。 ・ 医療に必要な資機材等を保有している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時において人工呼吸器を装着している在宅療養者への対応ができる。 ・ 災害時において在宅酸素療養者への対応ができる。 ・ 災害時において透析治療ができる。 ・ 必要に応じて災害拠点病院や搬送機関との連携を図りながら、搬送についての判断や支援ができる。 ・ 医療に必要な資機材等を保有している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急患者を医療機関等へ搬送できる。 ・ 救急患者を搬送できる車両等を所有している。

[鹿児島市作成]

【図表資-5-15】 鹿児島保健医療圏（鹿児島市域）新興感染症発生・まん延時における医療の医療連携体制図



鹿児島県感染症対策連携協議会
平時から関係機関間の連携・役割を協議、有事の連携支援

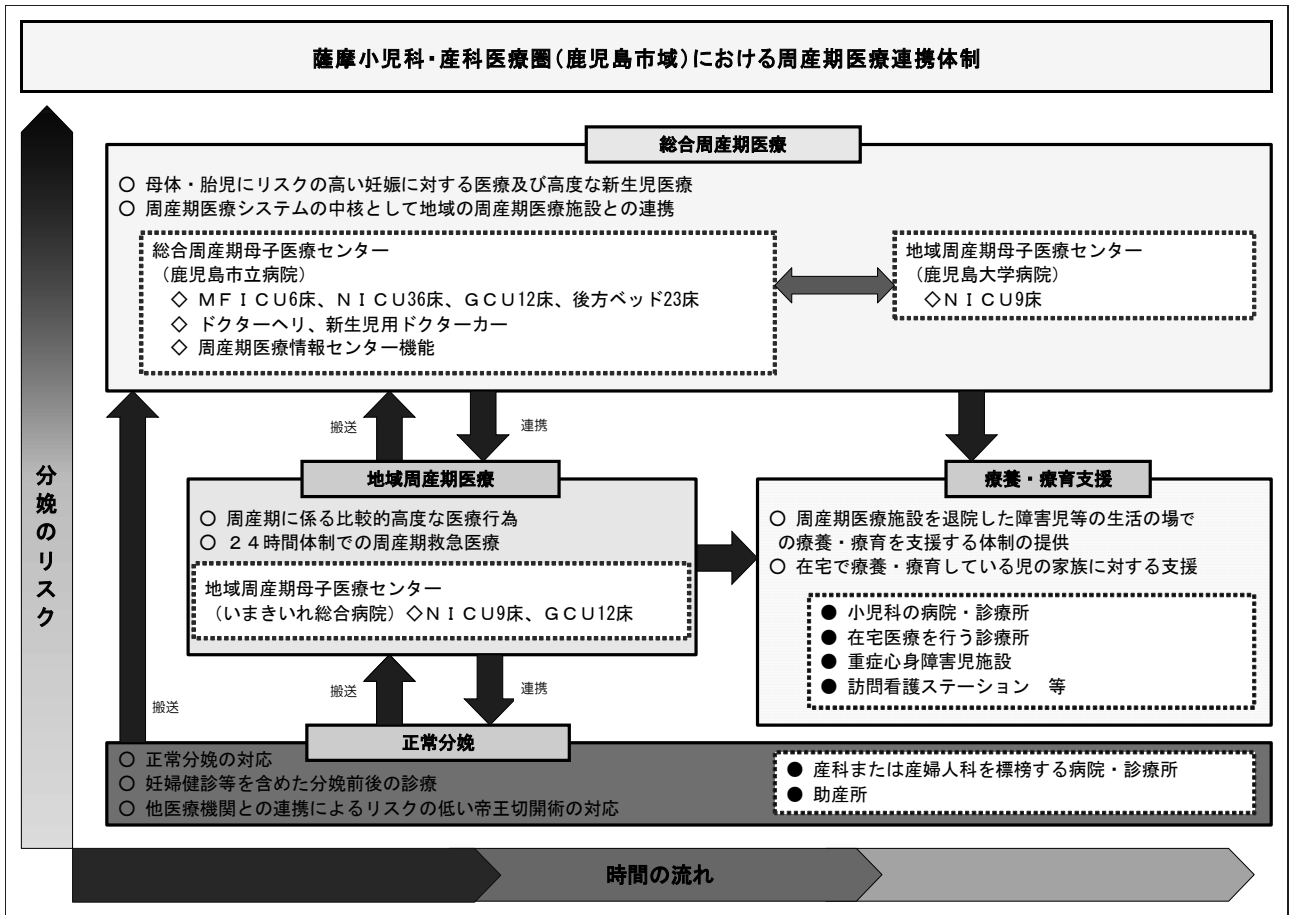
[県健康増進課作成]

【図表資-5-16】 鹿児島保健医療圏（鹿児島市域）新興感染症発生・まん延時における医療の医療機能基準

医療機能	病床確保	発熱外来	自宅療養者等への医療提供	後方支援	人材派遣
協定種別	第一種	第二種	第二種	-	-
目標等	・新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する。	・新興感染症の疑似症患者等の診療を行う。	・自宅、宿泊療養者、高齢者施設、障害者施設等での療養者に対し医療を提供する。	・新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する。	・新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣を行う。
医療機関 (協定対象)	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所 ・薬局 ・訪問看護事業所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> 確保している病床で酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。 院内感染対策（ゾーニング、換気、个人防护具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施すること。 県からの要請後速やかに即応病床化すること。 機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 発熱患者専用の診察室を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築すること。 院内感染対策（ゾーニング、換気、个人防护具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施し、発熱外来を行うこと。 機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 病院・診療所は、必要に応じて薬局や訪問看護事業所と連携し、また、各機関間や事業所間でも連携しながら、往診やオンライン診療等、訪問看護や医薬品対応等を行うこと。 機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。 自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関等に適切につなぐこと。 院内感染対策（ゾーニング、換気、个人防护具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施し、医療の提供を行うこと。 患者に身近な診療所等が自宅療養者への医療を行う際は、患者の容体の変化等の場合に迅速に医療につなげるためにも、あわせてできる限り健康観察の協力を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 流行初期の感染症患者以外の患者の受入や感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入を行うこと。 関係機関と連携し、感染症患者以外の受入を行うこと。 自治体、県医師会などの関係団体と連携し、通常医療の確保に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1人以上の医療従事者の派遣をすること。 自院の医療従事者への訓練、研修等を通じ、対応能力を高めること。
連携等	協定内容に基づいた適切な医療の提供と各協定締結医療機関等との連携				

[県健康増進課作成]

【図表資-5-17】薩摩小児科・産科医療圏（鹿児島市域）における周産期医療連携体制



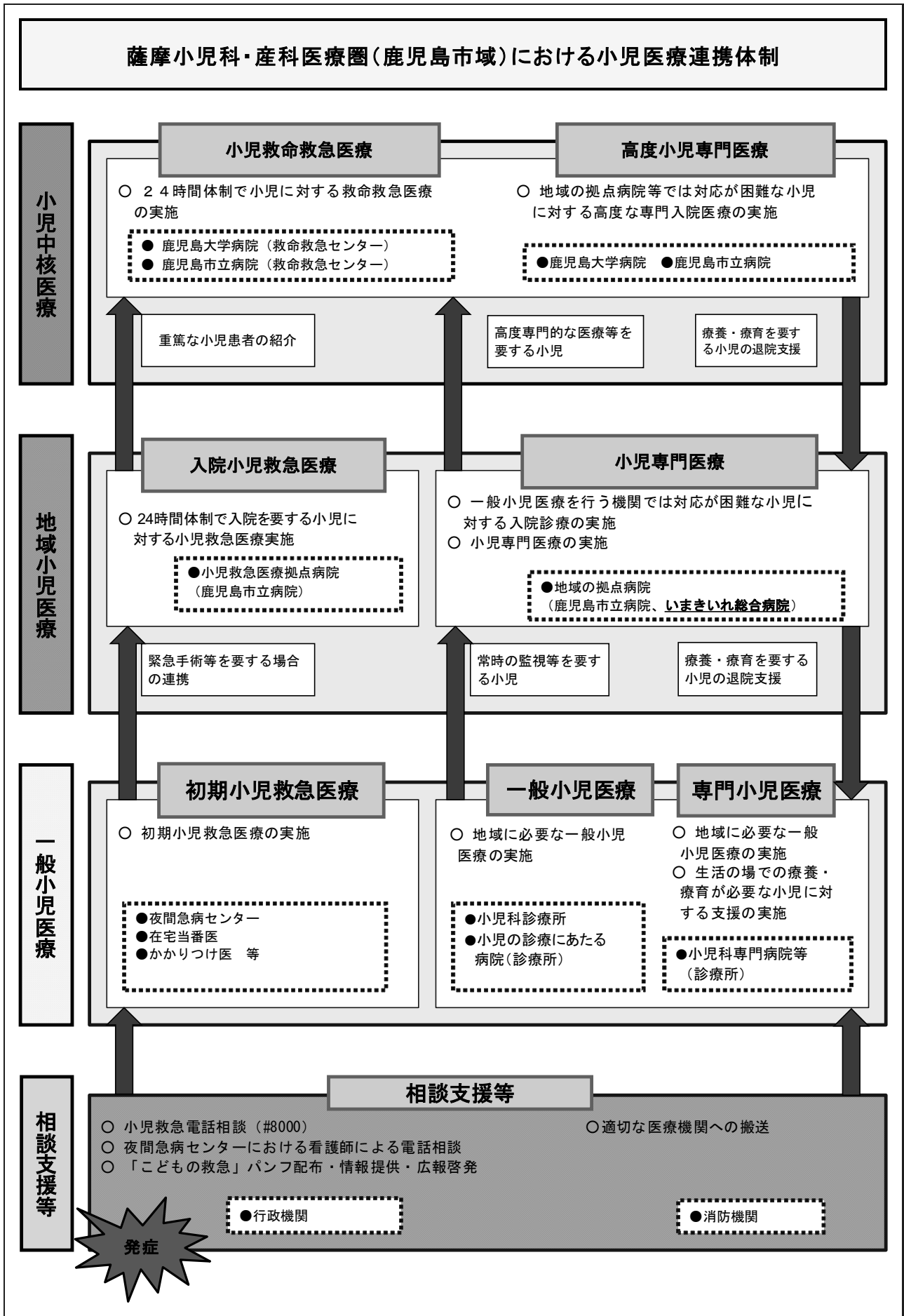
[鹿児島市作成]

【図表資-5-18】鹿兒島保健医療圏（鹿兒島市域）周産期医療連携体制（ステージ別）

	正常分娩	地域周産期医療	総合周産期医療	療養・療育支援
機能	<ul style="list-style-type: none"> 正常分娩等を扱う機能（日常の生活・保健指導及び新生児の医療の相談を含む。） 分娩前後の健診 	<ul style="list-style-type: none"> 周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる機能 	<ul style="list-style-type: none"> 母胎・児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療 	<ul style="list-style-type: none"> 退院した障害児等の生活の場での療養・療育への支援
目標	<ul style="list-style-type: none"> 正常分娩に対応すること 妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を行うこと 地域周産期母子医療センター及びそれに準ずる施設など他の医療機関との連携により、リスクの低い帝王切開術に対応すること 	<ul style="list-style-type: none"> 周産期に係る比較的高度な医療行為を実施すること 24時間体制での周産期救急医療（緊急帝王切開術、その他の緊急手術を含む。）に対応すること 	<ul style="list-style-type: none"> 母胎・児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療 周産期医療システムの中核としての地域の周産期医療施設との連携 周産期医療情報センター機能 	<ul style="list-style-type: none"> 周産期医療施設を退院した障害児等の生活の場での療養・療育を支援する体制の提供 在宅で療養・療育している児の家族に対する支援
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 産科又は産婦人科を標榜する診療所・病院 助産所 	<ul style="list-style-type: none"> いまきいれ総合病院（地域周産期母子医療センター） 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿兒島市立病院（総合周産期母子医療センター） 鹿兒島大学病院（地域周産期母子医療センター） 	<ul style="list-style-type: none"> 小児科の病院及び診療所 在宅医療を行う診療所 重症心身障害児施設 訪問看護ステーション等
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> 産科に必要とされる検査、診断、治療が実施可能であること。 正常分娩を安全に実施可能であること。 他の医療機関との連携により、合併症や、帝王切開術その他の手術に適切に対応できること。 妊産婦のメンタルヘルスに初期対応が可能であること。 緊急時の病態や緊急度に応じた適切な医療機関への搬送や平時からの地域周産期母子医療センターとの連携が可能であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 産科及び小児科（新生児診療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為ができる。 産科には、緊急帝王切開術等高度な医療を提供することができる施設及び分娩監視装置、超音波診断装置、微量輸液装置、その他産科医療に必要な設備を備えている。 新生児病室又は新生児集中治療管理室（NICU）を有し、新生児用呼吸循環監視装置、新生児用人工換気装置、保育器、その他新生児集中治療に必要な設備を備えている。 小児科（新生児診療を担当するもの）は、それぞれ24時間体制を確保するために必要な職員を配置している。 産科については、帝王切開術が必要な場合、できるだけ速やかに児の娩出が可能となるような医師及びその他の各種職員を配置している。 地域周産期医療関連施設と連携を図り、入院及び分娩に関する連絡調整を行うことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 産科及び新生児医療を専門とする小児科（新生児集中治療管理室を有する。）や、麻酔科その他の関係診療科目を有する。 合併症妊娠、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる。 地域周産期医療関連施設からの搬送を受け入れるとともに、周産期医療システムの中核として地域周産期医療関連施設との連携を図る。 分娩監視装置、呼吸循環監視装置、超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものとする。）、その他母体・胎児集中治療に必要な設備を備えた母体・胎児集中治療室又は同等の機能（以下「MFICU等」という。）を有する。 新生児用呼吸循環監視装置、新生児用人工換気装置、保育器、その他新生児集中治療に必要な設備を整えた新生児集中治療管理室（NICU）を有する。 新生児治療回復室（GCU）を有する。 医師の監視のもとに母体又は新生児を搬送するために必要な患者監視装置、人工呼吸器等の医療器械を搭載した周産期医療に利用しうるドクターカーを必要に応じ整備する。 血液一般検査、血液凝固系検査、生化学一般検査、血液ガス検査、エックス線検査、超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものとする。）による検査及び分娩監視装置による連続的な監視が常時可能である。 血小板等成分輸血を含めた輸血の供給ルートを常に確保し、緊急時の大量使用に備えている。 MFICU等及びNICUは、24時間診療体制を確保するために、常時担当医師及び必要な職員が勤務している。 	<ul style="list-style-type: none"> 周産期医療施設等と連携し、人工呼吸器の管理が必要な児や、気管切開等のある児の受け入れが可能であること。 児の急変時に備え、救急対応可能な病院等との連携が図れていること。 訪問看護ステーション、薬局、福祉サービス事業者及び自治体等との連携により、医療、保健及び福祉サービス（レスパイトを含む。）を調整し、適切に療養・療育できる体制を提供すること。 地域又は総合周産期母子医療センター等の周産期医療施設と連携し、療養・療育が必要な児の情報（診療情報や治療計画等）を共有していること。 重症心身障害児施設等の自宅以外の場においても、障害児の適切な療養・療育を支援すること。 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること。
連携	地域周産期医療関連施設との連携	新生児専用ドクターカー、ドクターヘリ等による母体・新生児の搬送	療養・療育が必要な児の情報の共有	

[鹿兒島市作成]

【図表資-5-19】薩摩小児科・産科医療圏（鹿児島市域）における小児医療連携体制



[鹿児島市作成]

【図表資-5-20】 鹿児島保健医療圏（鹿児島市域）小児医療連携体制（ステージ別）

	相談支援等	一般小児医療		地域小児医療	小児中核医療
機能	健康相談等の支援機能	一般小児医療	専門小児医療	小児専門医療	高度小児専門医療
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供の急病時の対応支援 ○ 地域医療の情報提供 ○ 適切な救急搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に必要な一般小児医療の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に必要な専門小児医療の実施 ○ 生活の場での療養・療育が必要な小児に対する支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般小児医療機関では対応が困難な小児に対する医療の実施 ○ 小児専門医療の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域小児医療機関では対応が困難な小児に対する高度な専門入院医療の実施
医療機関例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族 ・ 消防機関 ・ 行政 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小児科診療所 ・ 小児の診療にあたる病院（診療所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小児科専門病院等（診療所） 	地域の拠点病院 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島市立病院 ・ いまきいれ総合病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島大学病院 ・ 鹿児島市立病院
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ <家族等周囲にいる者> 不慮の事故の原因となるリスクの排除等ができる。 ・ <消防機関> 救急医療情報システムを活用し、適切な医療機関への速やかな搬送ができる。 ・ <行政機関> 情報提供・広報啓発ができる。 ・ 小児救急電話相談事業（#8000）の実施ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な小児医療に必要なとされる診断・検査・治療ができる。 ・ 医療、介護及び福祉サービスの調整ができる。 ・ 慢性疾患の急変時に備えた、対応可能な医療機関との連携ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽症の入院診療ができる。 ・ 療養・療育が必要な小児に対する支援ができる。 ・ 医療、介護及び福祉サービスの調整ができる。 ・ 慢性疾患の急変時に備えた、対応可能な医療機関との連携ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療が実施できる。 ・ 一般小児医療機関では対応が困難な患者や常時監視・治療が必要な小児に対する入院診療ができる。 ・ 小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域における医療機関との連携ができる。 ・ より高度専門的な対応について、高次機能病院との連携ができる。 ・ 療養・療育支援を担う施設との連携ができる。 ・ 家族に対する精神的サポート等の支援ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広範囲の臓器専門医療を含めた地域小児医療機関では対応が困難な小児に対する高度専門的な診断・検査・治療ができる。 ・ 療養・療育支援を担う施設との連携ができる。 ・ 家族に対する精神的サポート等の支援ができる。
連携		より専門的な医療を要するなど対応が困難な小児に係る連携			
		療養・療育を要する小児の退院支援に係る連携			

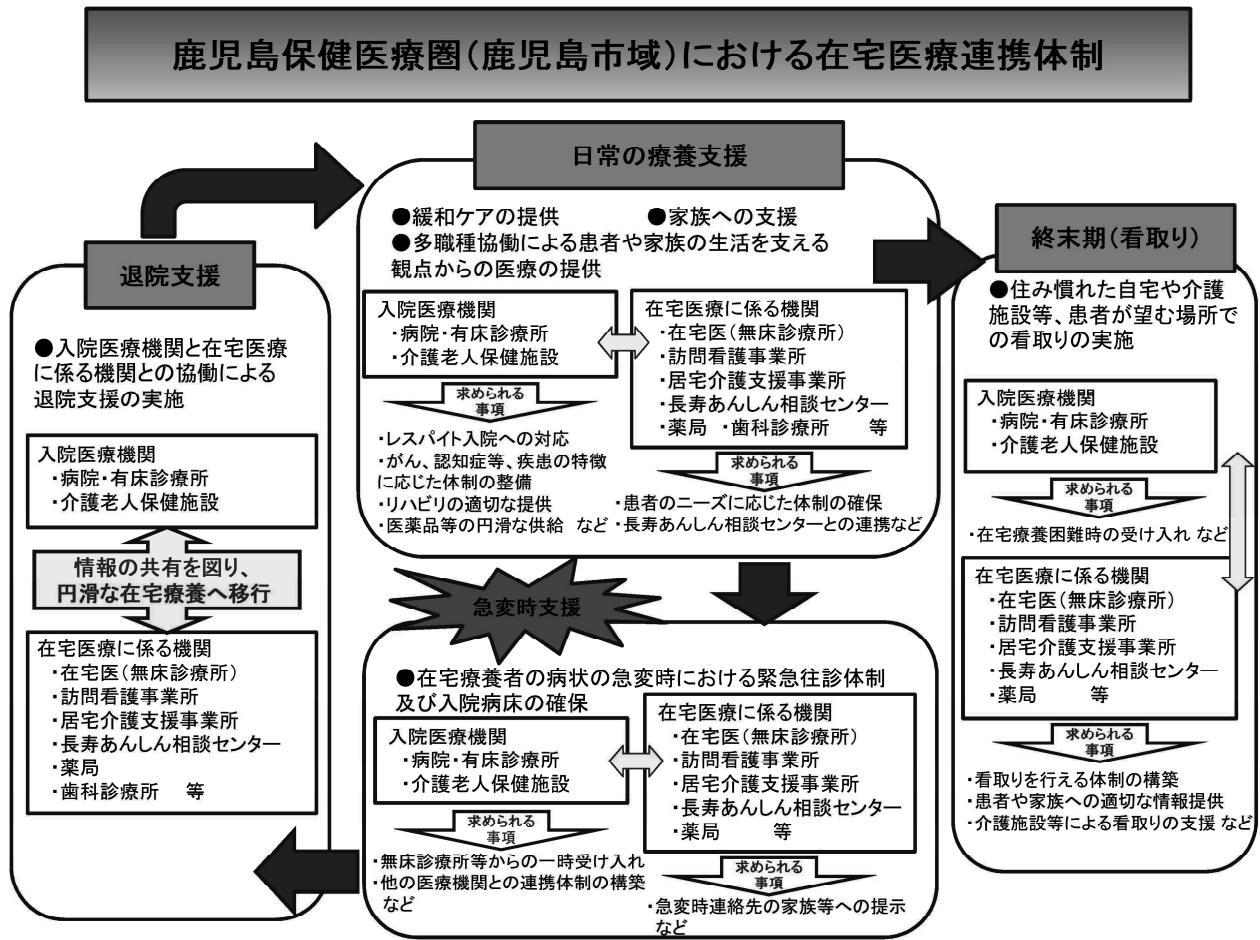
[鹿児島市作成]

【図表資-5-21】 鹿児島保健医療圏（鹿児島市域）小児救急医療連携体制（ステージ別）

	一般小児医療	地域小児医療	小児中核医療
機能	初期小児救急医療	入院小児救急医療	小児救命救急医療
目標	○ 初期小児救急医療の実施	○ 24時間体制で入院を要する小児に対する小児救急医療の実施	○ 24時間体制で小児に対する救命救急医療の実施
医療機関例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間急病センター ・ 在宅当番医 ・ 小児科診療所 ・ 一般小児科病院（かかりつけ医） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島市立病院（小児救急医療拠点病院） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島市立病院（救命救急センター） ・ 鹿児島大学病院（救命救急センター）
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小児に対する初期小児救急医療が実施できる。 ・ 緊急手術や入院等を要する場合に備え、対応可能な医療機関との連携ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24時間365日体制で入院を要する小児に対する小児救急医療が実施できる。 ・ 小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域医療機関と連携し、地域で求められる入院を要する小児の小児救急医療を担うことができる。 ・ 高度専門的な対応について、高次機能病院との連携ができる。 ・ 療養・療育支援を担う施設との連携ができる。 ・ 家族に対する精神的サポート等の支援ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24時間365日体制で地域小児医療機関からの紹介患者や救急搬送される患者を中心とした重篤な小児に対する小児救急医療が実施できる。 ・ 小児集中治療室（PICU）機能を充実することが求められる。 ・ 療養・療育支援を担う施設との連携ができる。 ・ 家族に対する精神的サポート等の支援ができる。
連携		より専門的な医療を要するなど対応が困難な小児に係る連携	
		療養・療育を要する小児の退院支援に係る連携	

[鹿児島市作成]

【図表資-5-22】 鹿児島保健医療圏（鹿児島市域）における在宅医療連携体制



[鹿児島市作成]

【図表資-5-23】 鹿児島保健医療圏（鹿児島市域）在宅医療の医療連携体制（機関別・ステージ別）

医療機能	退院支援	日常の療養支援	
目標	入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること。	患者の疾患、重症度に応じた医療（緩和ケア含む）が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること。	
在宅医療を担う関係機関	1. 入院医療機関（病院・有床診療所・介護老人保健施設）	<p>①退院支援担当者等を配置している。</p> <p>②入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援ができる。</p> <p>③各患者に対する在宅医療及び介護の資源の調整を行っている。</p> <p>④退院前カンファレンスや文書・電話等で在宅医療に係る機関との情報共有を図っている。</p>	<p>①在宅療養支援のためのレスパイト入院への対応ができる。</p> <p>②がん（緩和ケア体制の整備）、認知症（身体合併等の初期対応や専門医療機関への適切な紹介）等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している。</p> <p>③身体能力及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する体制を構築している。</p> <p>④医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備している。</p>
	2. 在宅医（無床診療所）	<p>①在宅療養者の入院中から入院医療機関の医師及び看護師、退院支援担当者等と連携し、在宅療養への移行支援ができる。</p> <p>②退院前カンファレンスや文書・電話等で入院医療機関との情報共有を図っている。</p>	<p>①各疾患やニーズに応じた在宅療養計画の作成・提供ができる。</p> <p>②市や長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）が開催する担当者会議や地域ケア会議等に、積極的に参加できる。</p> <p>③家族への介護指導やレスパイト入院が必要な際に、相談・援助ができる。</p>
	3. 訪問看護事業所	<p>①在宅療養者の入院中から入院医療機関の医師及び看護師、退院支援担当者等と連携し、在宅療養への移行支援ができる。</p> <p>②退院前カンファレンスや文書・電話等で入院医療機関との情報共有を図っている。</p>	<p>①在宅療養者のニーズに応じた訪問看護が実施できる。</p> <p>②日頃から他の関係機関と相互に情報共有や報告・連絡・相談等を積極的に行い、顔の見える関係づくりに努めている。また、退院後の療養状況を退院先の医療機関などに報告できる。</p> <p>③市や長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）が開催する担当者会議や地域ケア会議等に、積極的に参加できる。</p> <p>④家族への介護指導やレスパイトの相談及び援助ができる。</p>
	4. 居宅介護支援事業所	<p>①在宅療養者の入院中から入院医療機関の医師及び看護師、退院支援担当者等と連携し、在宅療養への移行支援ができる。</p> <p>②退院前カンファレンスや文書・電話等で入院医療機関との情報共有を図っている。</p> <p>③在宅療養者の病状や治療方針、家族構成及び療養環境等の情報を踏まえたケアプランを作成し、退院直後から支援できる。</p>	<p>①在宅療養者のニーズに応じた医療・介護サービス体制の調整を行っている。</p> <p>②長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）等と協働し、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減に繋がるサービスを適切に紹介している。</p> <p>③市や長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）が開催する担当者会議や地域ケア会議等に、積極的に参加できる。</p>
	5. 長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）	<p>①要支援認定者以外の介護支援専門員が決まっていなくても対象として、ニーズに応じた在宅療養への移行支援ができる。</p> <p>②退院前カンファレンスや文書・電話等で入院医療機関との情報共有を図っている。</p> <p>③在宅療養者の病状や治療方針、家族構成及び療養環境等の情報を踏まえたケアプランを作成し、退院直後から支援できる。</p>	<p>①要支援認定者以外の方も対象として、ニーズに応じた支援ができる。</p> <p>②地域ケア会議や多職種連携会議を開催し、日頃から在宅医療・介護の関係者間の連携体制構築に努めている。</p>
	6. 薬局	<p>①入院医療機関及び在宅医等との円滑な連携により、在宅療養への移行支援ができる。</p> <p>②ニーズに応じて、退院前カンファレンスや文書・電話等で入院医療機関との情報共有を図っている。</p>	<p>①多職種と、服薬に関する情報を共有し、訪問薬剤指導ができる。</p> <p>②ニーズに応じて残薬管理の支援ができる。</p> <p>③医薬品の提供、医療・衛生材料等の支援ができる。</p>
	7. 歯科診療所	<p>①ニーズに応じて、入院医療機関及び在宅医等との円滑な連携により、在宅療養への移行支援ができる。</p>	<p>①多職種と連携しながら、口腔ケアなどの相談・指導及びニーズに応じた在宅歯科診療ができる。</p>

[鹿児島市作成]

医療機能	急変時支援	終末期（看取り）	
目標	在宅療養者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・有床診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること。	住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での終末期の療養支援（看取りを含む）を行うことができる体制を確保すること。	
在宅医療を担う関係機関	1. 入院医療機関（病院・有床診療所・介護老人保健施設）	①急変時において、無床診療所等からの相談に対応し、必要に応じた一時受け入れを行っている。 ②重症等に対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築している。 ③搬送について消防関係者等と連携を図っている。	①終末期に出現する症状に対する在宅療養者等の不安を解消し、患者が望む場所で療養ができる体制を構築している。 ②在宅での療養が困難な場合は、必要に応じて受け入れている。
	2. 在宅医（無床診療所）	①急変時における連絡先を、あらかじめ在宅療養者や家族等に提示している。 ②急変時の対応（電話対応・指示や往診）ができる。 ③入院が必要な場合は入院医療機関等と連携し、ベッドの確保が可能である。 ④搬送について消防関係者等と連携を図っている。	①在宅看取りの対応ができる。（在宅療養者等の不安への対応や望む場所で最後まで安心して療養できる体制を構築している。） ②介護施設等における終末期の療養に対し、必要に応じ支援している。
	3. 訪問看護事業所	①急変時における連絡先を、あらかじめ在宅療養者や家族等に提示している。 ②急変時の対応（電話対応とその内容から家族への対応指示、また医師へ適切な報告後、緊急訪問看護）ができる。 ③個々の在宅療養者の急変時の支援体制について、事前に関係者の役割分担等の協議ができる。	①在宅看取りの対応ができる。（在宅療養者等の不安への対応や望む場所で最後まで安心して療養できる体制を構築している。） ②在宅療養者自身が終末期の迎え方について自己決定できるよう、本人及び家族等に対し、必要な支援をしている。
	4. 居宅介護支援事業所	①急変時における連絡先を、あらかじめ在宅療養者や家族等に提示している。 ②急変時の対応（電話対応・指示や訪問）ができる。 ③個々の在宅療養者の急変時の支援体制について、事前に関係者の役割分担等の協議ができる。	①在宅療養者自身が終末期の迎え方について自己決定できるよう、本人及び家族等に対し、必要な支援をしている。
	5. 長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）	①急変時における連絡先を、あらかじめ在宅療養者や家族等に提示している。 ②急変時の対応（電話対応・指示や訪問）ができる。 ③個々の在宅療養者の急変時の支援体制について、事前に関係者の役割分担等の協議ができる。	①在宅療養者自身が終末期の迎え方について自己決定できるよう、本人及び家族等に対し、必要な支援をしている。
	6. 薬局	①急変時における連絡先を、あらかじめ在宅療養者や家族等に提示している。 ②急変時の対応（電話対応・指示や訪問）ができる。（他薬局との連携可） ③個々の在宅療養者の急変時の支援体制について、事前に関係者の役割分担等の協議ができる。	①疼痛緩和のための麻薬管理ができる。
	7. 歯科診療所		①多職種と連携しながら、口腔ケアなどの相談・指導およびニーズに応じて在宅歯科診療ができる。

[鹿児島市作成]